

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（333）」
2. 日時：平成29年9月8日 10時00分～13時10分
3. 場所：原子力規制庁 19階資料学習室
4. 出席者  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
義崎管理官補佐、近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他6名）

#### 5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』のうち「44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 「ATWS」の定義（過渡時の原子炉スクラム失敗など）について、整理して提示すること。
- ほう酸水注入系について、設計基準対処設備及び重大事故等対処設備の分類における整理の考え方を整理して提示すること。
- 先行審査プラントの資料を確認するとともに、東海第二発電所と先行審査プラントの間に考え方、基準の要求に対する解釈、整理等に違いがある場合は、適宜説明すること。
- 設計基準事故対処設備である制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットに対する重大事故対処設備であるほう酸水注入系の多様性について整理して提示すること。
- ATWS 緩和設備について、多様性及び位置的分散に係る記載の明確化及び充実化を図ること（駆動源、電気的分離、異盤配置等）。
- これまでの指摘にもあるが、「技術的能力」及び「重大事故等対処設備」の各資料について、不整合箇所が散見されるため、提出資料については、確実に精査した上でヒアリングに臨むこと。
- ATWS 緩和設備における悪影響防止について、具体的に何に対する影響を防止するのか整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 東海第二-玄海3/4補足資料比較表（対象項目：第44条）
- ・ 東海第二-玄海3/4補足資料比較表（SA44条）